

### 川島町立〇〇小学校閉校記念事業実行委員会会則（案）

#### （設置）

第1条 川島町立〇〇小学校（以下「学校」という。）の閉校記念事業（以下「事業」という。）を企画・推進することを目的に「川島町立〇〇小学校閉校記念事業実行委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （事業）

第2条 委員会は、委員相互の緊密な連絡調整のもとに次の事業を行う。

- (1) 閉校記念式典の執行
- (2) 閉校記念誌の刊行
- (3) 閉校記念碑の建立
- (4) その他必要な事項

#### （委員）

第3条 委員会の構成員（以下「委員」という。）は、つぎの者とする。

- (1) 川島町立〇〇小学校区区長
- (2) 川島町立〇〇小学校学校評議員
- (3) 川島町立〇〇小学校PTA関係者
- (4) 川島町立〇〇小学校後援会関係者
- (5) 川島町立〇〇小学校教職員
- (6) 有識者

#### （任期）

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事業が完了した日までとする。

2 特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、代わりに当該地位等にある他の者を委員にするものとする。

3 前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

#### （委員長、副委員長、監事、顧問）

第5条 委員会に委員長、副委員長、監事、顧問を置く。

2 委員長、副委員長、監事は、委員より選出する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、委員会の会計を監査する。
- 6 顧問は、必要に応じ委員会に対し、指導、助言を行うことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要に応じ、随時開催する。

(専門組織の設置)

第7条 第2条に掲げる事業を円滑に執行するため、次の専門組織(以下「部」という。)を置く。

- (1) 会計・経理部
- (2) 記念誌部
- (3) 記念式典部
- (4) 総務・記念事業部

- 2 部の所掌事務は次のとおりとする。

名 称	所掌事務
会計・経理部	委員会の予算、経理に関する事
記念誌部	記念誌の編集に関する事
記念式典部	閉校記念式典に関する事
総務・記念事業部	閉校記念碑の建立に関する事 その他委員会の目的達成のために必要な事項に関する事

- 3 部の構成員(以下「部員」という。)は、委員会において決定する。
- 4 部員の任期は、委員の任期による。
- 5 部に、部長及び副部長を置く。
- 6 部長及び副部長は、部員より選出する。
- 7 部長は、部を代表し、所掌事務を総理する。
- 8 部長は、必要に応じ会議を招集し、その議長となる。
- 9 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会計)

第8条 委員会及び部の会計は、つぎのとおりとする。

- 2 委員会及び部の運営に必要な経費は、PTA及び後援会の会計、その他から繰入れる。
- 3 委員会及び部の会計年度は、委員会設立日から第2条に掲げる事業が完了した日までとする。

(帳簿)

第9条 委員会及び部に次の帳簿を置くものとする。

- (1) 委員名簿
- (2) 記録簿
- (3) 会計簿
- (4) その他必要と認められるもの

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、川島町立〇〇小学校において処理する。

(報酬)

第11条 委員は、無報酬とする。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、委員会及び部の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成28年 月 日から施行する。